

藤沢市議会定例会議案

2019年（令和元年）9月2日提出

目 次

議案第18号	財産の取得について (分庁舎什器備品)	1
議案第19号	財産の取得について (都市ボランティアユニフォーム)	13
議案第20号	工事請負契約の締結について (辻堂市民センター・公民館, 消防出張所 改築工事(建築工事))	16
議案第21号	工事請負契約の締結について (辻堂市民センター・公民館, 消防出張所 改築工事(機械設備工事))	21
議案第22号	工事請負契約の締結について (辻堂市民センター・公民館, 消防出張所 改築工事(電気設備工事))	26
議案第23号	工事請負契約の締結について (市宮滝ノ沢住宅3号棟外壁等改修及び防音工事)	31
議案第24号	工事請負契約の変更契約の締結について (藤沢駅北口ペDESTリアンデッキ再整備工事)	35
議案第25号	市道の認定について	36
議案第26号	市道の廃止について	39
議案第27号	藤沢市市民センター条例の一部改正について	40
議案第28号	藤沢市印鑑条例の一部改正について	42

議案第 29 号	藤沢市市税条例等の一部改正について	44
議案第 30 号	藤沢市手数料条例の一部改正について	48
議案第 31 号	藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	63
議案第 32 号	藤沢市保育所条例の一部改正について	66
議案第 33 号	藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	68
議案第 34 号	藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	70
議案第 35 号	藤沢市公民館条例の一部改正について	72
議案第 36 号	藤沢市消防団に関する条例の一部改正について	74
議案第 37 号	藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について	76
議案第 38 号	藤沢市森林環境譲与税基金条例の制定について	78
報告第 15 号	継続費の精算報告について (平成 30 年度藤沢市一般会計)	81
報告第 16 号	継続費の精算報告について (平成 30 年度藤沢市下水道事業費特別会計)	87

財産の取得について
分庁舎什器備品を次のとおり取得する。
2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長
鈴木恒夫

1 取得する財産、取得価格及び契約の相手方

分類名	取得する財産	取得価格	契約の相手方
分庁舎什器備品 その1	机 318台 その他付属品	19,610,646円	藤沢市南藤沢2番1～1号 フジサワ名店ビル 株式会社有隣堂 藤沢営業所 所長 石井義孝
分庁舎什器備品 その2	机 232台	39,324,351円	藤沢市南藤沢2番1～1号 フジサワ名店ビル 株式会社有隣堂 藤沢営業所 所長 石井義孝
分庁舎什器備品 その3	デスクワゴン 666点	45,800,700円	藤沢市鵜沼花沢町1番14～ 201号 日欧事務機株式会社本社 営業部長 小林治
分庁舎什器備品 その4	椅子 1,688脚	64,040,020円	藤沢市南藤沢2番1～1号 フジサワ名店ビル 株式会社有隣堂 藤沢営業所 所長 石井義孝
分庁舎什器備品 その6	収納庫 1,001点	88,727,100円	藤沢市鵜沼花沢町1番14～ 201号 日欧事務機株式会社本社 営業部長 小林治
分庁舎什器備品 その8	ロッカー 216点 その他付属品	21,049,600円	藤沢市鵜沼花沢町1番14～ 201号 日欧事務機株式会社本社 営業部長 小林治
分庁舎什器備品 その9	ラック 251点 その他付属品	19,614,548円	藤沢市西俣野2657番地 有限会社ユザワ文具 代表取締役 廣瀬 繁

2 取得時期

2019年（令和元年）12月13日

提案理由

分庁舎移転に伴う財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。

<議案第18号資料1>

分庁舎什器備品その1, その2及びその4供給契約の相手方状況調書

1 会社名 藤沢市南藤沢2番1～1号 フジサワ名店ビル
株式会社有隣堂 藤沢営業所
所長 石井 義孝

2 資本金 50,000千円

3 職員数 全体 364人 藤沢営業所 6人

4 創業 1909年(明治42年)

5 主な物件供給実績

新庁舎什器備品その2(机) (藤沢市発注)

2017年(平成29年)12月納入

80,114千円

新庁舎什器備品その4(椅子) (藤沢市発注)

2017年(平成29年)12月納入

158,643千円

分庁舎什器備品その3, その6及びその8供給契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市鵜沼花沢町1番14～201号
日欧事務機株式会社 本社
代表取締役 佐野 桂太郎
(営業部長 小林 治)
- 2 資本金 10,000千円
- 3 職員数 25人
- 4 創業 1947年(昭和22年)
- 5 主な物件供給実績
新庁舎什器備品その3(デスクワゴン)(藤沢市発注)
2017年(平成29年)12月納入
94,796千円
新庁舎什器備品その9(収納用物品)(藤沢市発注)
2017年(平成29年)12月納入
133,691千円

分庁舎什器備品その9 供給契約の相手方状況調書

1 会社名 藤沢市西俣野2657番地
有限会社ユザワ文具
代表取締役 廣瀬 繁

2 資本金 8,000千円

3 職員数 5人

4 創業 1971年(昭和46年)

5 主な物件供給実績

新庁舎什器備品その11(棚等)(藤沢市発注)

2017年(平成29年)12月納入

17,209千円

ワークテーブルほか(藤沢市発注)

2017年(平成29年)3月納入

2,663千円

<議案第18号資料2>

分庁舎什器備品その1 供給契約入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
株 式 会 社 有 隣 堂 藤 沢 営 業 所	17,827,860 円	落 札
日 欧 事 務 機 株 式 会 社 本 社	18,325,000 円	
有 限 会 社 ユ ザ ワ 文 具	20,209,000 円	

予 定 価 格	18,778,720 円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

分庁舎什器備品その2 供給契約入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
株 式 会 社 有 隣 堂 藤 沢 営 業 所	35,749,410 円	落 札
日 欧 事 務 機 株 式 会 社 本 社	36,728,000 円	
有 限 会 社 ユ ザ ワ 文 具	40,499,000 円	

予 定 価 格	37,639,330 円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

分庁舎什器備品その3 供給契約入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
日 欧 事 務 機 株 式 会 社 本 社	41,637,000 円	落 札
株 式 会 社 有 隣 堂 藤 沢 営 業 所	42,336,640 円	
有 限 会 社 ユ ザ ワ 文 具	47,932,960円	

予 定 価 格	42,464,160 円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

分庁舎什器備品その4 供給契約入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
株 式 会 社 有 隣 堂 藤 沢 営 業 所	58,218,200 円	落 札
日 欧 事 務 機 株 式 会 社 本 社	60,180,000 円	
有 限 会 社 ユ ザ ワ 文 具	67,044,000 円	

予 定 価 格	62,042,206 円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

分庁舎什器備品その6 供給契約入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
日 欧 事 務 機 株 式 会 社 本 社	80,661,000 円	落 札
株 式 会 社 有 隣 堂 藤 沢 営 業 所	81,318,320 円	
有 限 会 社 ユ ザ ワ 文 具	93,632,080 円	

予 定 価 格	83,156,106 円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

分庁舎什器備品その8 供給契約入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
日 欧 事 務 機 株 式 会 社 本 社	19,136,000 円	落 札
株 式 会 社 有 隣 堂 藤 沢 営 業 所	19,952,260 円	
有 限 会 社 ユ ザ ワ 文 具	22,167,960 円	

予 定 価 格	19,527,080 円	
---------	--------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

分庁舎什器備品その9 供給契約入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
有 限 会 社 ユ ザ ワ 文 具	17,831,408 円	落 札
日 欧 事 務 機 株 式 会 社 本 社	18,206,000 円	
株 式 会 社 有 隣 堂 藤 沢 営 業 所	18,239,830 円	

予 定 価 格	18,638,900円	
---------	-------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

財産の取得について
都市ボランティアユニフォームを次のとおり取得する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 取得する財産

都市ボランティアユニフォーム

帽子 1,000個

ジャケット 1,000着

ポロシャツ 2,200着（都市ボランティア体験用200着を含む。）

パンツ 2,000着

シューズ 1,000足

その他

2 契約の相手方

東京都江東区新砂三丁目1番18号

アシックスジャパン株式会社

代表取締役社長 小林 淳 二

3 取得価格

37,923,600円

4 取得時期

2020年（令和2年）6月15日

提案理由

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の藤沢市都市ボランティアユニフォームについて、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

<議案第19号資料>

都市ボランティアユニフォーム供給契約の相手方状況調書

- 1 会社名 東京都江東区新砂三丁目1番18号
アシックスジャパン株式会社
代表取締役社長 小林 淳 二
- 2 資本金 9,000千円
- 3 職員数 2,325人
- 4 創 業 2012年(平成24年)

工事請負契約の締結について

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事）について，次のとおり請負契約を締結する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事）

門倉組・平綿住建共同企業体

代表者 藤沢市辻堂元町四丁目17番22号

株式会社 門倉組

代表取締役 小澤 智 幸

2 工事の概要

(1) 建築工事一式

構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上3階

建築面積 2,379.78平方メートル

延床面積 5,171.21平方メートル

(2) 外構工事一式

(3) 外構道路工事一式

(4) その他附帯工事一式

3 契約金額

1,857,020,000円

4 工事の場所

藤沢市辻堂西海岸二丁目7000番33ほか

5 工 期

議決の日着工

2021年（令和3年）6月30日しゅん工予定

提案理由

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事）について，請負契約を締結したいので，藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
（契約）

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は，予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

<議案第20号資料1>

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事）請負契約の
相手方状況調書（1）

1 会社名 藤沢市辻堂元町四丁目17番22号

株式会社 門倉組

代表取締役 小澤 智 幸

2 資本金 3,120千円

3 年間工事高

令和元年5月期	建築一式工事	3,739,308千円
	その他工事	1,131,254千円
	合 計	4,870,562千円
平成30年5月期	建築一式工事	7,390,688千円
	その他工事	1,624,973千円
	合 計	9,015,661千円

4 職員数 技術職員 44人
事務職員 89人
合 計 133人

5 創 業 1913年（大正2年）

6 主な工事实績

藤沢市新庁舎建設工事（藤沢市発注）

2017年（平成29年）12月しゅん工

藤沢市新庁舎建設工事鹿島建設・門倉組共同企業体

（17,981,854千円）

持分 5,394,556千円

（仮称）市営上河内住宅建設工事（建築）（藤沢市以外発注）

2015年（平成27年）3月しゅん工

667,500千円

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事）請負契約の

相手方状況調書（2）

- 1 会社名 藤沢市葛原2283番地
株式会社 平綿住建
代表取締役 平 綿 桂 太
- 2 資本金 20,000千円
- 3 年間工事高
- | | | |
|----------|--------|-----------|
| 平成31年4月期 | 建築一式工事 | 100,000千円 |
| | その他工事 | 6,000千円 |
| | 合計 | 106,000千円 |
| 平成30年4月期 | 建築一式工事 | 70,000千円 |
| | その他工事 | 4,000千円 |
| | 合計 | 74,000千円 |
- 4 職員数 技術職員 4人
事務職員 1人
合計 5人
- 5 創業 1953年（昭和28年）
- 6 主な工事実績
- 湘南台小学校トイレ改修工事（藤沢市発注）
2016年（平成28年）2月しゅん工
79,866千円
- 大道小学校トイレ改修工事（藤沢市発注）
2015年（平成27年）2月しゅん工
72,468千円

< 議案第 20 号資料 2 >

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事）入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事） 門倉組・平綿住建共同企業体	千円 1,688,200	落札
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事） 湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体	1,733,000	
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事） アイグステック・大野設備工業共同企業体	1,818,000	
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（建築工事） 田中建設工業・森山建設共同企業体		辞退

予 定 価 格	千円 1,931,000	
調 査 基 準 価 格	1,734,000	
失 格 基 準 価 格	1,560,600	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（機械設備工事）について，次のとおり請負契約を締結する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（機械設備工事）

宮下工業・山羽メンテナンス共同企業体

代表者 藤沢市辻堂西海岸一丁目8番1号

宮下工業株式会社

代表取締役 宮 下 稔

2 工事の概要

機械設備工事一式

3 契約金額

550,000,000円

4 工事の場所

藤沢市辻堂西海岸二丁目7000番33ほか

5 工期

議決の日着工

2021年（令和3年）6月30日しゅん工予定

提案理由

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（機械設備工事）について，請負契約を締結したいので，藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第21号資料1>

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（機械設備工事）請負契約の
相手方状況調書（1）

- 1 会社名 藤沢市辻堂西海岸一丁目8番1号
宮下工業株式会社
代表取締役 宮下 稔
- 2 資本金 50,000千円
- 3 年間工事高
平成30年8月期 管工事 558,230千円
その他工事 0千円
合計 558,230千円
平成29年8月期 管工事 800,305千円
その他工事 0千円
合計 800,305千円
- 4 職員数 技術職員 14人
事務職員 3人
合計 17人
- 5 創業 1967年（昭和42年）
- 6 主な工事実績
社家ポンプ場ポンプ棟空調設備等更新工事（藤沢市以外発注）
2019年（平成31年）3月しゅん工
429,916千円
大清水小学校給食調理室新築工事（機械設備）（藤沢市発注）
2017年（平成29年）2月しゅん工
159,840千円

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（機械設備工事）請負契約の
相手方状況調書（２）

1 会社名 藤沢市下土棚 1594番地の1
山羽メンテナンス有限会社
代表取締役 山根 博正

2 資本金 20,000千円

3 年間工事高

平成31年1期	管工事	72,410千円
	その他工事	19,229千円
	合計	91,639千円

平成30年1期	管工事	60,561千円
	その他工事	0千円
	合計	60,561千円

4 職員数	技術職員	21人
	事務職員	7人
	合計	28人

5 創業 1983年（昭和58年）

6 主な工事実績

平成29年度 相模川流域下水道 右岸処理場 焼却炉補機棟空調設備改築工
事 公共（その3）（藤沢市以外発注）

2018年（平成30年）9月しゅん工

8,474千円

村岡公民館空調熱源機器更新工事（藤沢市発注）

2015年（平成27年）1月しゅん工

17,280千円

＜議案第21号資料2＞

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（機械設備工事）入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（機械設備工事） 宮下工業・山羽メンテナンス共同企業体	千円 500,000	落 札
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（機械設備工事） 相和設備工業・林工務店共同企業体	520,000	

予 定 価 格	千円 505,800	
調 査 基 準 価 格	453,600	
失 格 基 準 価 格	408,240	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事）について，次のとおり請負契約を締結する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事）

湘南送電工事・NDS 共同企業体

代表者 藤沢市西俣野 453 番地の 1

湘南送電工事株式会社

代表取締役 藤 木 徹 也

2 工事の概要

電気設備工事一式

3 契約金額

466,290,000 円

4 工事の場所

藤沢市辻堂西海岸二丁目 7000 番 33 ほか

5 工 期

議決の日着工

2021年（令和3年）6月30日しゅん工予定

提案理由

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事）について，請負契約を締結したいので，藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

<議案第22号資料1>

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事）請負契約の
相手方状況調書（1）

- 1 会社名 藤沢市西俣野453番地の1
湘南送電工事株式会社
代表取締役 藤木 徹也
- 2 資本金 80,000千円
- 3 年間工事高
平成30年8月期 電気工事 1,580,191千円
平成29年6月期 その他工事 67,127千円
平成29年6月期 合計 1,647,318千円
平成29年8月期 電気工事 1,356,894千円
平成29年6月期 その他工事 371,311千円
平成29年6月期 合計 1,728,205千円
- 4 職員数 技術職員 41人
事務職員 6人
合計 47人
- 5 創業 1974年（昭和49年）
- 6 主な工事实績
八部公園野球場スコアボード改修工事（藤沢市発注）
2019年（平成31年）3月しゅん工
86,076千円
平塚市福社会館耐震補強工事（電気）（藤沢市以外発注）
2016年（平成28年）3月しゅん工
151,956千円

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事）請負契約の
相手方状況調書（2）

1 会社名 藤沢市下土棚1103番地の1ヴェルディ湘南C-101
有限会社NDS

代表取締役 中村信一郎

2 資本金 3,000千円

3 年間工事高

令和元年5月期 電気工事 53,260千円

平成29年6月期 その他工事 54,991千円

平成29年6月期 合計 108,251千円

平成30年5月期 電気工事 41,250千円

平成29年6月期 その他工事 36,634千円

合計 77,884千円

4 職員数 技術職員 4人

事務職員 1人

合計 5人

5 創業 2004年（平成16年）

6 主な工事実績

大越小学校普通教室等空調設備設置工事（電気）（藤沢市発注）

2014年（平成26年）12月しゅん工

(7,668千円)

下請受注分 1,500千円

明治中学校普通教室等空調設備設置工事（電気）（藤沢市発注）

2013年（平成25年）3月しゅん工

(18,732千円)

下請受注分 6,000千円

< 議案第 22 号資料 2 >

辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事）入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事） 湘南送電工事・NDS 共同企業体	千円 423,900	落 札
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事） 愛和電気・設備リフォーム共同企業体	453,000	
辻堂市民センター・公民館，消防出張所改築工事（電気設備工事） 藤沢総合設備・関口電気工事共同企業体	291,800	失 格

予 定 価 格	千円 458,100	
調 査 基 準 価 格	410,300	
失 格 基 準 価 格	369,270	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の締結について

市営滝ノ沢住宅3号棟外壁等改修及び防音工事について、次のとおり請負契約を締結する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市片瀬389番地

株式会社大春工務店

代表取締役 山口 弘 禎

2 工事の概要

(1) 外壁改修工事 一式

(2) 防水改修工事 一式

(3) 防音工事 一式

(4) その他附帯工事 一式

3 契約金額

161,150,000円

4 工事の場所

藤沢市遠藤872番地の1

5 工 期

議決の日着工

2020年（令和2年）3月13日しゅん工予定

提案理由

市宮滝ノ沢住宅3号棟外壁等改修及び防音工事について、請負契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

< 議案第 23 号資料 1 >

市営滝ノ沢住宅 3 号棟外壁等改修及び防音工事請負契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市片瀬 389 番地
株式会社大春工務店
代表取締役 山口 弘 禎
- 2 資本金 30,000 千円
- 3 年間工事高
平成 31 年 4 月期 建築一式工事 457,659 千円
その他工事 56,900 千円
合計 514,559 千円
平成 30 年 4 月期 建築一式工事 305,115 千円
その他工事 210,265 千円
合計 515,380 千円
- 4 職員数 技術職員 6 人
事務職員 3 人
合計 9 人
- 5 創業 1930 年（昭和 5 年）
- 6 主な工事実績
市営滝ノ沢住宅 5 号棟外壁等改修及び 4・5 号棟防音工事（藤沢市発注）
2018 年（平成 30 年）3 月しゅん工
160,920 千円
藤沢市朝日町駐車場整備工事（藤沢市発注）
2019 年（平成 31 年）2 月しゅん工
132,827 千円

<議案第23号資料2>

市営滝ノ沢住宅3号棟外壁等改修及び防音工事入札状況調書

業 者 名	入札金額	摘 要
株 式 会 社 大 春 工 務 店	千円 146,500	落札
ミ ヤ マ 建 設 株 式 会 社	149,800	
大 旭 建 業 株 式 会 社	153,000	
株 式 会 社 堀 本 工 務 店	153,680	
ア イ グ ス テ ッ ク 株 式 会 社	155,200	
株 式 会 社 湘 南 営 繕 協 会	179,000	
株 式 会 社 丸 山 工 務 所	179,670	
株 式 会 社 門 倉 組		辞退

予 定 価 格	千円 173,000	
調 査 基 準 価 格	154,000	
失 格 基 準 価 格	138,600	

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の変更契約の締結について

藤沢駅北口ペDESTリアンデッキ再整備工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢駅北口ペDESTリアンデッキ再整備工事

熊谷組・田中建設工業・山藤建業共同企業体

代表者 横浜市中区桜木町一丁目1番67号

株式会社熊谷組 横浜営業所

所長 池 田 耕 也

2 変更内容

契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
1,941,624,000円	182,930,000円	2,124,554,000円

提案理由

藤沢駅北口ペDESTリアンデッキ再整備工事の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	辻堂 666号線	辻堂五丁目5665番11地先	4.5	19.6
		辻堂五丁目5665番7地先		
2	辻堂 667号線	辻堂東海岸二丁目7422番109地先	4.5	22.5
		辻堂東海岸二丁目7422番112地先		
3	辻堂 668号線	辻堂三丁目6109番48地先	5.0	31.9
		辻堂三丁目6109番41地先		
4	辻堂 669号線	辻堂三丁目6109番25地先	5.0	12.5
		辻堂三丁目6109番34地先		
5	村岡 583号線	弥勒寺字前河内100番3地先	5.5	123.6
		高谷字前河内108番1地先	~ 8.9	
6	藤沢 768号線	藤沢字中横須賀1015番4地先	4.0	263.5
		藤沢字中横須賀943番4地先	~ 6.0	
7	明治 521号線	羽鳥一丁目115番1地先	4.0	179.0
		羽鳥一丁目70番10地先	~ 4.1	

8	六会	亀井野字狼谷 9 2 4 番 1 8 地先	4.5	29.1
	8 9 8 号線	亀井野字狼谷 9 2 4 番 2 3 地先		
9	六会	西俣野字北窪 3 0 6 番 2 5 地先	6.0	79.5
	8 9 9 号線	西俣野字北窪 3 0 6 番 1 5 地先		
1 0	六会	亀井野字下屋敷添 1 6 0 2 番 5 地先	6.0	117.6
	9 0 0 号線	亀井野字下屋敷添 1 6 0 2 番 1 地先		
1 1	藤沢 5 号	藤沢字中横須賀 9 4 4 番 1 地先	2.0	15.5
	歩行者専用道	藤沢字中横須賀 9 4 6 番 2 地先		

提案理由

辻堂 6 6 6 号線ほか 1 0 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	川名 2001-4 号線	川名二丁目305番1地先	1.8	50.0
		川名二丁目303番地先		
2	藤沢 71号線	藤沢字中横須賀1015番4地先	2.0 ～	263.7
		藤沢字中横須賀944番1地先	6.0	
3	明治 476号線	羽鳥一丁目115番1地先	4.0 ～	126.7
		羽鳥一丁目79番7地先	6.6	
4	御所見 899号線	葛原字滝谷1786番3地先	3.0	49.0
		葛原字滝谷1732番1地先		

提案理由

川名2001-4号線ほか3路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

藤沢市市民センター条例の一部改正について
 藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例
 藤沢市市民センター条例（昭和43年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表善行市民センターの項中

和室（まつ）	200	300
和室（ふじ）	200	300
実習室	300	450
文化室	200	300
体育室兼ホール	1,600	2,400

を

第3談話室	300	450
和室	200	300
保育室（ミーティング室）	200	300
調理室	300	450
音楽室	200	300
多目的ホール	1,600	2,400

に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した善行市民センターの供用を開始することに伴い、その使用料を定める必要による。

藤沢市印鑑条例の一部改正について
藤沢市印鑑条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市印鑑条例の一部を改正する条例

藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市の」を「市が備える」に改める。

第7条第1項第1号中「氏に」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、氏若しくは旧氏に」に、「氏と」を「氏若しくは旧氏の頭文字と」に改め、同条第2項第1号中「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26」を「政令第30条の16」に改める。

第8条第1項第5号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた場合に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調整する住民票にあつては記録。第12条第2項第4号において同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏，」を加え，「，氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第12条第2項第4号中「氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては，住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、氏の変更があった者に係る旧氏の住民票等への記載が可能となったことに伴い、本市の印鑑登録において旧氏の使用を可能とする必要による。

藤沢市市税条例等の一部改正について
藤沢市市税条例等の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例等の一部を改正する条例
(藤沢市市税条例の一部改正)

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第5項中「第15条第18項」を「第15条第19項」に改め、同条第6項中「第15条第28項」を「第15条第29項」に改め、同条第7項中「第15条第29項第1号」を「第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「第15条第29項第2号」を「第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「第15条第29項第3号」を「第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「第15条第30項第1号」を「第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「第15条第30項第2号」を「第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「第15条第32項第1号」を「第15条第33項第1号」に改め、同条第13項中「第15条第32項第2号」を「第15条第33項第2号」に改め、同条第14項中「第15条第32項第3号」を「第15条第33項第3号」に改め、同条第15項中「第15条第37項」を「第15条第38項」に改め、同条第16項中「第15条第39項」を「第15条第40項」に改める。

第49条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第17項（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同項第1号中「第30条第6項第1号」を「第30条第2項第1号」に改め、同項第2号中「第30条第7項第1号」を「第30条第3項第1号」に改め、同項

第3号中「第30条第8項第1号」を「第30条第4項第1号」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

24 附則第22項第1号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号の例によるものとする。

(藤沢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 藤沢市市税条例の一部を改正する条例（平成30年藤沢市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち附則の改正規定を次のように改める。

附則中第17項を第22項とし、第16項を第21項とし、第15項を第20項とし、附則第14項（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第19項とし、附則第13項の次に次の5項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

14 当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車として神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第52条に規定するものに相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第32条の規定の適用については、当分の間、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 営業用の3輪以上の軽自動車 第32条第1号中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2号中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(2) 自家用の3輪以上の軽自動車 第32条第3号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(3) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のもの（当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われた場合に限る。） 第32条第2号又は前号の規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

16 第32条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

17 市長は、当分の間、第32条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、環境性能割を減免する。

18 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、第32条の3の規定にかかわらず、法第167条の規定に基づき神奈川県知事が行う自動車税の環境性能割の減免の例により行うものとする。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）

23 前項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項各号に定めるとおりとする。

附則第3項及び第4項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中附則に1項を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、軽自動車税の環境性能割に係る特例等が設けられたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市手数料条例の一部改正について
 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の5の表3の項から6の項までを次のように改める。

3	法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の申請又は第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の申請（当該併第30条第2項の規定による審査を除く）	(1) 法第29条第1項の規定による申請前に建築物エネルギー消費性能向上計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けている場合又は法第36条第1項の規定による申請前からオまでのいずれかの審査、判定、認定又は評価を受けている場合 ア 建築物エネルギー消費性能基準に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査 イ 法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していること	1 件	次に掲げる額（当該申請が法第29条第1項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該計画に同条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物（同項に規定する「申請建築物」をいう。以下この表において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する「他の建築物」をいう。以下この表において同じ。）ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額） (1) 一戸建て住宅については、4,700円 (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 9,400円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メ
---	--	--	--------	--

く。)	<p>の判定 ウ 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 エ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に基づく評価</p>	1件	<p>メートル未満 45,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 81,000円 イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 9,400円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 80,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 130,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 160,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 200,000円</p>
	(2) (1)以外の場合	1件	<p>次に掲げる額(当該申請が法第29条第1項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該計画に同条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額) (1) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1)又は第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額 ア 200平方メートル未満 34,000円 イ 200平方メートル以上 38,000円 (2) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p>

- ア 200平方メートル未満
17,000円
- イ 200平方メートル以上
19,000円
- (3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
 - ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満 69,000円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円
 - (エ) 5,000平方メートル以上 280,000円
 - イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同項第3号イの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満 33,000円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円
 - (エ) 5,000平方メートル以上 160,000円
 - ウ 省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を

求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円

(カ) 25,000平方メートル以上 870,000円

エ 省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 87,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円

(カ) 25,000平方メートル以上

				440,000円
4	<p>第29項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の申請は、第31項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に併せて法第32項に定める審査を行う。</p>	<p>(1) 法第29条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定は、法第30条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と併せて、法第31条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行う。</p> <p>ウ 1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定は、法第30条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と併せて、法第31条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行う。</p> <p>エ 1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定は、法第30条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と併せて、法第31条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行う。</p> <p>オ 1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定は、法第30条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と併せて、法第31条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行う。</p>	1件	<p>次に掲げる額（当該申請が法第29条第1項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該計画に記載がある建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額）</p> <p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 4,700円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 80,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 130,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</p>

		<p>160,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 200,000円 ウ 前号イに掲げる額</p>
(2) (1)以外の場合	1件	<p>次に掲げる額（当該申請が法第29条第1項による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該計画に同条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額）</p> <p>(1) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1)又は第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 34,000円 (イ) 200平方メートル以上 38,000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 17,000円 (イ) 200平方メートル以上 19,000円</p> <p>イ 前号イに掲げる額</p> <p>(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくはイ(2)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第10条第2号イ及びロの規定により住</p>

宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 69,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 280,000円

イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同項第3号イの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 33,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 160,000円

ウ 省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円

(ウ) 2,000平方メートル

				ル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 870,000円 エ 省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 87,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 440,000円 オ 第1号イに掲げる額
5	法第31条第1項に定めるエネルギー消費性能計画の申請の審査(当該	(1) 他の建築物を追加しない場合	ア 変更の申請が前記変更の建築物	1件 次に掲げる額(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額) (1) 一戸建て住宅については、 2,350円 (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

併条に準法条の上審出場除 に同項てる0項に合申うを) 請て2いす32定適の行を) 申せ第お用第第規る查を合く。	ギ費判関よ查ける ル消能機に審受い合 ネ一性定等るをて場	ア 住宅部分 次の(ア)から (エ)までに掲げる建築物の 当該部分の床面積合計に応 じ、それぞれ(ア)から(エ) までに定める額 (ア) 300平方メートル 未満 4,700円 (イ) 300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満 10,000円 (ウ) 2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満 22,500円 (エ) 5,000平方メー トル以上 40,500円 イ 非住宅部分 次の(ア)か ら(カ)までに掲げる建築物 の当該部分の床面積の合計 に応じ、それぞれ(ア)から (カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル 未満 4,700円 (イ) 300平方メートル 以上2,000平方メー トル未満 13,500 円 (ウ) 2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満 40,000円 (エ) 5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満 65,000円 (オ) 10,000平方メー トル以上25,000平 方メートル未満 80,000円 (カ) 25,000平方メー トル以上 100,000円
イ ア以 外 の 場 合	1 件	次に掲げる額(当該申請に係る 建築物エネルギー消費性能向上計 画に法第29条第3項各号に掲げ る事項の記載がある場合は、申請 建築物及び他の建築物ごとに次に 掲げるところにより算出した額を 合算した額) (1) 一戸建て住宅であって、省 令第10条第2号イ及びロの 規定によりエネルギー消費性 能を求めたものについては、 次のア又はイに掲げる床面積 の区分に応じそれぞれ当該ア 又はイに定める額 ア 200平方メートル未満

- 17,000円
- イ 200平方メートル以上
- 19,000円
- (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
- ア 省令第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 34,500円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 140,000円
- イ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 115,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上 435,000円
- ウ 省令第10条第1号イ(2)

					及びロ(2)又は同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 43,500円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 220,000円
		(2) 他 の 建 築 物 加 場 を 追 加 す る 合 合	ア 更 計 係 前 画 に 申 請 物 他 建 築 係 項 更 改 に 申 請 物 は 建 築 に 事 変 更 い な い 場 合	1 件	追加する他の建築物につき3の項の規定の例により算出した額(追加する他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)
			イ 以 外 の 場 合	1 件	アの例により算出した額に変更がある申請建築物又は他の建築物について(1)の例により算出した額を合算した額
6	法 第 3 1 項 に 建 築 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 法 第 2 9 条 第 3 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 の 記 載 が あ る 場 合 は 、 申 請 建 築 物 及 び 他 の 建 築 物 ご と に 次 に 掲 げ る と こ ろ に よ り 算 出 し た 額 を 合 算 し た 額 (1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額 ア 2,350円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した	(1) 他 の 建 築 物 加 場 を 追 加 し な い 場 合	ア 更 改 の 建 築 申 請 あ じ 該 の に て 建 築 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 法 第 2 9 条 第 3 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 の 記 載 が あ る 場 合 は 、 申 請 建 築 物 及 び 他 の 建 築 物 ご と に 次 に 掲 げ る と こ ろ に よ り 算 出 し た 額 を 合 算 し た 額	1 件	次に掲げる額(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額) (1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額 ア 2,350円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した

<p>条に準法条のよ審出場限 同項てる0項に合申う て2いす32定適の行に せ第お用第第規る查を合る。</p>	<p>費判関よ査ける 消性能機に審受い合 一性定等るをて場</p>	<p>額 (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 4,700円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円 (エ) 5,000平方メートル以上 40,500円 イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 4,700円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 13,500円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 40,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 65,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 80,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 100,000円 ウ 前号イに掲げる額</p>
<p>イ ア以外合</p>	<p>1件</p>	<p>次に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げるところにより算出した額を合算した額） (1) 一戸建て住宅であって、省令第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性</p>

能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 17,000円

(イ) 200平方メートル以上 19,000円

イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額

(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 省令第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 34,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 140,000円

イ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 115,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円

				(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 435,000円 ウ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)又は同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 43,500円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 220,000円 エ 前号イに掲げる額
	(2) 他の建築物追加場 をす合	ア 変更計係申請物他建築係項変更い 前のに申築は建に事変なが場 画る建又の物るにが場 合	1 件	追加する他の建築物につき4の項の規定の例により算出した額(追加する他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)
		イ 以外の場 合	1 件	アの例により算出した額に変更がある申請建築物又は他の建築物について(1)の例により算出した額を合算した額

別表第7の1の表2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」

に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律の一部及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年藤沢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同条第25号とし、同条中第15号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「, 自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「第35条」を「第36条」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第45条を第46条とする。

第44条第4項中「第12条」を「第13条」に、「第14条から第41条まで及び第42条第1項」を「第15条から第42条まで及び第43条第1項」に改め、同条を第45条とする。

第43条第5項中「第41条」を「第42条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条を第44条とする。

第42条第1項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第3項、

第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条」を「第9条第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第16条第2項及び第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項並びに第29条」に改め、同条第2項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項」を「第9条第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第16条第2項及び第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項、次条第1項及び第2項並びに第45条第1項」に改め、同条を第43条とする。

第41条中「第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条」を「第17条、第18条、第28条、第30条、第35条及び第39条」に改め、同条を第42条とする。

第40条を第41条とし、第34条から第39条までを1条ずつ繰り下げる。

第33条第3号中「車道」の次に「（自動車通行帯を除く。）」を加え、同条を第34条とする。

第32条を第33条とする。

第31条第4項中「第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条」を「第17条、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第26条及び第29条」に改め、同条を第32条とする。

第30条を第31条とし、第18条から29条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条中「第35条」を「第36条」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条を第13条とする。

第11条中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項中「多い市道」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第2項中「歩行者の交通量が多い市道」の次に

「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い市道(自転車道を設ける市道を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける市道にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い市道又は自動車及び歩行者の交通量が多い市道(自転車道を設ける市道及び前項に規定する市道を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、道路構造令の一部が改正され、自転車通行帯の設置に関する基準が定められたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市保育所条例の一部改正について
藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例

藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（給食食材料費）

第5条 前条第1項第1号の乳児又は幼児のうち食事の提供（藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）を受けものの保護者は、当該食事の提供に要する費用（以下「給食食材料費」という。）として月額4,500円を納付しなければならない。

（給食食材料費の減額）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより給食食材料費を減額することができる。

別表第1 藤沢市立辻堂保育園の項中「羽鳥一丁目3番12号」を「羽鳥一丁目1番70号」に改める。

別表第2中「（第5条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同表備考中「第213号」の次に「。以下この表及び次表において「政令」という。」を加える。

別表第3中「（第5条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同表備考2の次に次のように加える。

3 前項の規定にかかわらず、所得割課税額の合計額が57,700円未満である世帯又は所得割課税額の合計額が77,101円未満であり乳児若しくは幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（政令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する世帯であつて、特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯にあつては、この表において「第2子以降」とは、当該特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）以外のものが1人以上いる場合における乳児等又は当該特定被監護者等の全てが小学校就学前子どもである場合における最も年齢の高い小学校就学前子ども以外の乳児等をいう。

別表第3中備考5を削る。

別表第4中「（第6条関係）」を「（第8条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は令和元年9月24日から、別表第3の改正規定（同表備考2の次に備考3を加え、備考5を削る部分に限る。）は公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部が改正され、幼児教育・保育の無償化を実施することに伴い、利用者負担額として徴収している食事の提供に要する費用を実費徴収すること等のため所要の改正をする必要による。

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（専用区画及び児童の数に関する基準に係る特例）

3 令和7年3月31日までの間においては、第10条第2項及び第11条第4項
の規定にかかわらず、専用区画の面積及び児童の数に関する基準については、放
課後児童健全育成事業に係る待機児童の状況に鑑み、放課後児童健全育成事業所
における安全性の確保に支障を来さない範囲で市長が別に定めるところによる。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、待機児童の状況に鑑み、放課後児童健全育成事業所に

おける専用区画及び児童数に係る基準の特例を定めるため、所要の改正をする必要による。

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

「第4章 災害援護資金（第8条～第16条）

目次中 第5章 災害見舞金（第17条・第17条の2） を
第6章 雑則（第18条・第19条） 」

「第4章 災害援護資金（第8条～第17条）

第5章 災害見舞金（第18条・第19条） に改める。

第6章 雑則（第20条・第21条） 」

第12条中「及び次条」を「，次条及び第17条」に改める。

第13条中「法第13条」を「法第14条」に改め，同条ただし書中「ただ
し，」の次に「災害援護資金の貸付けを受けた者が第17条の規定により報告を
求められて，正当な理由がなく報告をせず，若しくは虚偽の報告をした場合又は」
を加え，同条に次の1号を加える。

(3) 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし，災害援護資金の貸付けを受けた者が，次条の規定により報告を求め
られて，正当な理由がなく報告をせず，又は虚偽の報告をしたときは，この限
りでない。

第16条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第5章中第17条の2を第19条とし、第17条を第18条とする。

第4章中第16条の次に次の1条を加える。

(報告等)

第17条 市長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市公民館条例の一部改正について
 藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例

藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の前日までの間」を削り，同条第4項第3号中「第3項」を「第2項」に改める。

別表藤沢市立善行公民館の項中

和室（まつ）	100	150
和室（ふじ）	100	150
実習室	200	300
文化室	100	150
体育室兼ホール	1,000	1,500

を

第3談話室	200	300
和室	100	150
保育室（ミーティング室）	100	150
調理室	200	300
音楽室	100	150
多目的ホール	1,000	1,500

に改める。

附 則

この条例は，令和2年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した藤沢市立善行公民館の供用を開始することに伴い、その使用料を定める等の必要による。

藤沢市消防団に関する条例の一部改正について
藤沢市消防団に関する条例の一部を次のように改める。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市消防団に関する条例（昭和35年藤沢市条例第2号）の一部を次のように
改正する。

第4条を次のように改める。

（資格等）

第4条 消防団員は、この市の区域内に居住する年齢18歳以上の者のうちから任用す
る。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
なくなるまでの者

(2) 懲戒処分により消防団員を免じられ、その処分の日から2年を経過しない者

第6条各号列記以外の部分及び同条第1号から第3号までの規定中「推せん」を「推
薦」に改め、同条第4号中「第4条」を「第4条第1項」に、「推せん」を「推薦」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市の消防団員に係る欠格条項のうち成年被後見人又は被保佐人に係るものについて、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別がされないものとする検討をした結果、欠格事項から除く必要による。

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部
 を次のように改正する。

別表第1 特別入院室料の項中

「		C	1日	8,000円	1日	12,000円	を
」							
「		C	1日	8,000円	1日	12,000円	に改め、同表分
LDR室			1日	13,000円	1日	19,500円	
」							

べん介助料の項金額の欄市内に住所を有する者の欄中「60,000円」を
 「90,000円」に、「90,000円」を「135,000円」に改め、同項金額
 の欄市外に住所を有する者の欄中「90,000円」を「135,000円」に、
 「135,000円」を「202,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。ただし、別表第1分べん介助料
 の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1分べん介助料の項の規定は、令和2年4月1日以後の分べん
 について適用し、同日前の分べんについては、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市民病院において新たにLDR室を整備することに伴い同室の利用に係る使用料を定め、及び分べん介助料を見直す必要による。

藤沢市森林環境譲与税基金条例の制定について
藤沢市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市森林環境譲与税基金条例

（目的及び設置）

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）第27条の規定により譲与を受ける森林環境譲与税を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、藤沢市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、譲与を受ける森林環境譲与税の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、法第34条第1項に規定する費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されたことに伴い、同法の規定による森林環境譲与税の譲与を受けるため、基金を設置する必要がある。

継続費の精算報告について

平成30年度をもって継続年度が終了した藤沢市一般会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

平成30年度の継続費に係る事業について、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

参 考

地方自治法施行令 抜粋
(継続費)

第145条

- 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあ
る場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調
製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しな
なければならない。

平成30年度藤沢市一般

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 支出済額	
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	1 総務管理費	辻堂市民センター改築事業(辻堂市民センター等建設に伴う設計委託費)	28	17,010,000			17,010,000	0	17,010,000
			29	7,056,000			7,056,000	0	7,056,000
			30	96,390,000		72,200,000	24,190,000	0	96,390,000
			計	120,456,000		72,200,000	48,256,000	0	120,456,000
2 総務費	7 防災費	防災設備等整備事業(江の島耐震性飲料用貯水槽設置に伴う工事請負費)	29	46,973,000	18,450,000	24,100,000		4,423,000	46,973,000
			30	109,606,000	54,800,000	49,300,000		5,506,000	109,605,400
			計	156,579,000	73,250,000	73,400,000		9,929,000	156,578,400
6 労働費	1 労働諸費	労働会館整備事業(藤沢公民館・労働会館等複合施設建設工事に伴う工事請負費)	27	0	0	0	0	0	0
			28	225,720,000	31,531,000	149,200,000	44,989,000	0	182,370,000
			29	1,797,120,000	253,500,000	1,389,200,000	154,420,000	0	1,066,210,000
			30	2,482,920,000	575,000,000	1,520,700,000	387,220,000	0	3,257,180,000
			計	4,505,760,000	860,031,000	3,059,100,000	586,629,000	0	4,505,760,000
6 労働費	1 労働諸費	労働会館整備事業(実施設計・施工に伴う監修業務委託費)	28	25,726,000			25,726,000	0	25,726,000
			29	20,974,000			20,974,000	0	20,974,000
			30	22,810,000			22,810,000	0	22,810,000
			計	69,510,000			69,510,000	0	69,510,000
9 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業(藤沢652号線歩道築造工事における歩行者用トンネル築造に伴う工事請負費)	28	62,400,000	26,872,000	31,800,000		3,728,000	24,960,000
			29	381,400,000	168,234,000	191,700,000		21,466,000	211,200,000
			30	110,393,000	9,000,000	91,200,000		10,193,000	318,032,280
			計	554,193,000	204,106,000	314,700,000		35,387,000	554,192,280
9 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業(湘南ライフタウンバスターミナル整備工事に伴う工事請負費)	29	160,477,000	98,257,000	46,500,000		15,720,000	101,450,000
			30	27,692,000	0	20,700,000		6,992,000	86,718,400
			計	188,169,000	98,257,000	67,200,000		22,712,000	188,168,400

会計継続費精算報告書

(単位 円)

績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		17,010,000	0					
		7,056,000	0					
	72,200,000	24,190,000	0					
	72,200,000	48,256,000	0					
18,450,000	24,100,000		4,423,000	0				0
54,800,000	49,300,000		5,505,400	△ 600				△ 600
73,250,000	73,400,000		9,928,400	△ 600				△ 600
0	0	0	0	0	0	0	0	
25,711,000	120,200,000	36,459,000	0	△ 43,350,000	△ 5,820,000	△ 29,000,000	△ 8,530,000	
80,003,000	885,600,000	100,607,000	0	△ 730,910,000	△ 173,497,000	△ 503,600,000	△ 53,813,000	
734,200,000	2,270,000,000	252,980,000	0	774,260,000	159,200,000	749,300,000	△ 134,240,000	
839,914,000	3,275,800,000	390,046,000	0	0	△ 20,117,000	216,700,000	△ 196,583,000	
		25,726,000	0				0	0
		20,974,000	0				0	0
		0	22,810,000				△ 22,810,000	22,810,000
		46,700,000	22,810,000				△ 22,810,000	22,810,000
10,748,000	12,700,000		1,512,000	△ 37,440,000	△ 16,124,000	△ 19,100,000		△ 2,216,000
75,139,000	122,300,000		13,761,000	△ 170,200,000	△ 93,095,000	△ 69,400,000		△ 7,705,000
118,219,000	179,700,000		20,113,280	207,639,280	109,219,000	88,500,000		9,920,280
204,106,000	314,700,000		35,386,280	△ 720	0	0		△ 720
0	46,500,000		54,950,000	△ 59,027,000	△ 98,257,000			39,230,000
59,026,400	20,700,000		6,992,000	59,026,400	59,026,400			0
59,026,400	67,200,000		61,942,000	△ 600	△ 39,230,600			39,230,000

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 支 出 済 額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
9 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	橋 り よ う 架 替 事 業 (蓼 川 橋 り よ う 架 替 に 伴 う 工 事 請 負 費)	29	73,809,000	63,394,000			10,415,000	73,809,000
			30	79,875,000	77,772,000			2,103,000	75,808,800
			計	153,684,000	141,166,000			12,518,000	149,617,800
11 教 育 費	3 中 学 校 費	六 会 中 学 校 屋 内 運 動 場 改 築 事 業 (六 会 中 学 校 屋 内 運 動 場 改 築 に 伴 う 基 本 ・ 実 施 設 計 委 託 費)	29	37,502,000		15,100,000		22,402,000	37,502,000
			30	20,194,000		15,100,000	5,094,000	0	20,193,760
			計	57,696,000		30,200,000	5,094,000	22,402,000	57,695,760

績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
63,394,486			10,414,514	0	486			△ 486
73,676,464			2,132,336	△ 4,066,200	△ 4,095,536			29,336
137,070,950			12,546,850	△ 4,066,200	△ 4,095,050			28,850
	15,100,000		22,402,000	0			0	
	15,100,000	5,093,760	0	△ 240			△ 240	
	30,200,000	5,093,760	22,402,000	△ 240			△ 240	

継続費の精算報告について

平成30年度をもって継続年度が終了した藤沢市下水道事業費特別会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

平成30年度の継続費に係る下水道事業について、継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告する。

参 考

地方公営企業法施行令 抜粋
(継続費)

第18条の2

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条第1項又は第2項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合には、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

平成30年度藤沢市下水道事業費

款	項	事業名	年度	全体計画				実	
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	
					特定財源				損益勘定 留保資金
					国県支出金	地方債	その他		
1 下水道 事業資 本の支 出	1 建設改 良費	東部処理区管渠建設 事業 (山野神雨水貯留管 築造工事)	27	180,900,000		180,900,000		180,900,000	
			28	401,220,000		401,200,000	20,000	401,220,000	
			29	817,992,000		817,900,000	92,000	817,992,000	
			30	379,515,000		379,500,000	15,000	379,514,160	
			計	1,779,627,000		1,779,500,000	127,000	1,779,626,160	
	南部処理区ポンプ場 建設事業 (藤が谷ポンプ場汚 水ポンプ設備改築及 び増設機械工事)	29	24,850,000	11,592,000	13,100,000		158,000	24,850,000	
		30	115,390,000	50,000,000	65,200,000		190,000	102,590,000	
		計	140,240,000	61,592,000	78,300,000		348,000	127,440,000	
	南部処理区ポンプ場 建設事業 (藤が谷ポンプ場受 変電設備他改築電気 工事)	29	116,130,000	56,565,000	59,500,000		65,000	116,130,000	
		30	165,110,000	67,885,000	97,100,000		125,000	151,710,000	
		計	281,240,000	124,450,000	156,600,000		190,000	267,840,000	
	南部処理区ポンプ場 建設事業 (大庭ポンプ場受変 電設備改築電気工 事)	29	50,800,000	25,400,000	25,400,000			50,800,000	
		30	72,320,000	24,535,000	47,700,000		85,000	72,320,000	
		計	123,120,000	49,935,000	73,100,000		85,000	123,120,000	

特別会計継続費精算報告書

(単位 円)

績				比較				
左の財源内訳				年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳			
特定財源			損益勘定留保資金		特定財源			損益勘定留保資金
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
	180,900,000			0		0		
	401,200,000		20,000	0		0		0
	817,900,000		92,000	0		0		0
	379,500,000		14,160	△ 840		0		△ 840
	1,779,500,000		126,160	△ 840		0		△ 840
11,592,000	13,100,000		158,000	0	0	0		0
50,405,000	52,100,000		85,000	△ 12,800,000	405,000	△ 13,100,000		△ 105,000
61,997,000	65,200,000		243,000	△ 12,800,000	405,000	△ 13,100,000		△ 105,000
56,565,000	59,500,000		65,000	0	0	0		0
68,900,000	82,800,000		10,000	△ 13,400,000	1,015,000	△ 14,300,000		△ 115,000
125,465,000	142,300,000		75,000	△ 13,400,000	1,015,000	△ 14,300,000		△ 115,000
25,400,000	25,400,000			0	0	0		
24,535,000	47,700,000		85,000	0	0	0		0
49,935,000	73,100,000		85,000	0	0	0		0